

修了要件証明書

本学大学院〇〇研究科の修了要件は、別添「〇〇規則」のとおり、次に掲げる要件を満たすことであることを証明します。

1. 本学が修了要件として定める一定の単位を修得すること。
2. 前記単位の修得に加え、本学が修了要件として定める論文の審査に合格すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇大学大学院△△研究科長 〇〇 〇〇 印

1. 専門職の学位を有している方の申請において、当該証明書及びその根拠資料(学則等)の添付が必要となります。

(専門職大学院設置基準においては、課程の修了要件として論文の提出は必須とされていませんが、弁理士試験論文式筆記試験の選択科目免除を受けるためには、修了要件として定める論文の審査に合格していることが必要となります。)

2. 大学の然るべき者(学長、研究科長又は専攻長等)の証明があるものを提出してください。

【参考:弁理士法施行規則】

第六条 法第十一条第六号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。

二 第三条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者 当該科目